



(居宅介護支援)
重要事項説明書

事業所名
たまふれあい居宅介護支援事業所

居宅介護支援 重要事項説明書

年 月 日現在

1 担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)

氏 名	
-----	--

2 事業者(法人)の概要

事業者(法人)名	株式会社 保健医療基盤
所在地	川崎市多摩区登戸 1763 ライフガーデン向ヶ丘 2 階
連絡先	TEL 044-934-8801 FAX 044-934-8802
代表者名	鈴木 忠

3 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	たまふれあい居宅介護支援事業所
所在地	川崎市多摩区登戸 1763 ライフガーデン向ヶ丘 2 階
連絡先	TEL 044-934-8801 FAX 044-934-8802
事業所番号	1475402531
管理者名	渡部 佐代子

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜
営業時間	9:00～18:00

※日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く。

但し、輪番制による 24 時間連絡体制をとり、相談に応じる。

(3) 職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤	備考
主任介護支援専門員		常勤	
介護支援専門員		常勤	
事務職員		常勤	

(4) サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	川崎市多摩区全域、宮前区(平 2 丁目)、高津区(久地 4 丁目 13 番地～23 番地)
---------------	---

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

4 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限り、その居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行うものとする。

5 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。

<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行います。下記に示すような内容は業務範囲外となります。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急車への同乗 ● 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ● 家事の代行業務 ● 直接の身体介護 ● 金銭管理
-----------------	--

6 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口へ提出すると、全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護支援費(Ⅱ)(地域区分:2級地 1単位:11.12円)

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援(Ⅱ-i) ※介護支援専門員1人あたりの利用者50件未満	12,076円/月 (1,086単位)	15,690円/月 (1,411単位)
居宅介護支援(Ⅱ-ii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者件50件以上60件未満	6,049円/月 (544単位)	7,828円/月 (704単位)
居宅介護支援(Ⅱ-iii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	3,625円/月 (326単位)	4,692円/月 (422単位)

(2) 加算

加算名称	料金(単位数)
初回加算	3,336円/月 (300単位)
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,780円/月 (250単位)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,224円/月 (200単位)
退院・退所加算	連携 5,004円/回

※カンファレンス参加無	1回	(450単位)
	連携 2回	6,672円/回 (600単位)
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携 1回	6,672円/回 (600単位)
	連携 2回	8,340円/回 (750単位)
	連携 3回	10,008円/回 (900単位)
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,224円/回 (200単位)
通院時情報連携加算		556円/回 (50単位)
ターミナルケアマネジメント加算		4,448円/月 (400単位)
特定事業所加算(Ⅰ)		5,771円/月 (519単位)
特定事業所加算(Ⅱ)		4,681円/月 (421単位)
特定事業所加算(Ⅲ)		3,529円/月 (323単位)
特定事業所加算(A)		1,267円/月 (114単位)
特別地域居宅介護支援加算		所定単位数の15%
中山間地域等における小規模 事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等に居住する者への サービス提供加算		所定単位数の5%

(3) 減算

減算名称	料金(単位数)
運営基準減算	所定単位数の50%で算定
特定事業所集中減算	1月につき200単位を減算
高齢者虐待防止措置未実施 減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

(4) その他

交通費	交通費負担はありません。
解約料	解約料は一切かかりません。

7 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当ケアマネジャー又は下記窓口までご連絡ください。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	管理者 渡部佐代子
連絡先	TEL 044-934-8801 FAX 044-934-8802

(2) その他の相談窓口

多摩区役所 高齢・障害課	044-935-3187
神奈川県国民健康保険団体連合会	045-329-3447

8 秘密保持

事業者およびケアマネジャーは、居宅介護支援の提供に際し知り得た利用者やその家族の個人情報および秘密について、正当な理由がない限り第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も続きます。

個人情報の使用目的や内容については、「居宅介護支援契約における個人情報使用同意書」に記載された範囲内で取り扱い、利用者およびその家族の同意を得た上で、必要最小限の範囲で使用します。

9 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください（お渡しした名刺等をご提示ください）。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

11 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。
-----------	---

12 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	渡部 佐代子
-------------	--------

13 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

14 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	大紫磨 暁子
--------------	--------

15 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16 利用者からの契約解除

利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも本契約を解約することができます。

17 事業者からの契約解除

- (1) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- (2) 事業所が介護保険法に基づく指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- (3) 利用者またはその家族が、事業者及び介護支援専門員に対して、暴力行為・ハラ

メントまたはその他の不適切な行為をなし、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難となった場合。

18 留意事項

訪問の際、ペットをゲージに入れる・リードにつなぐ等の配慮をお願いします。

19 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価実施の有無： 無 ・ 有

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

20 重要事項説明書の説明日

重要事項説明書の説明日	
-------------	--

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

事業者（法人）名	株式会社 保健医療基盤
代表者名	鈴木 忠
事業所名	たまふれあい居宅介護支援事業所
説明者氏名	

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を同意の上、本書面を受領しました。

利用者	氏名	
-----	----	--

代理人	氏名	(続柄)
-----	----	------